

	固定資産課税台帳の閲覧	土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
期間	4月1日からの午前9時～午後5時半	4月1日～5月31日の午前9時～午後5時半
場所	資産税グループ(市役所本庁舎2階)、塩瀬・山口支所内の税務管理グループ	
対象	・固定資産税の納税義務者 ・借地人 ・借家人 ・破産管財人など (代理人も可)	・固定資産税の納税者 (代理人も可)
用意するもの	固定資産税の納税義務者・納税者は運転免許証や住民基本台帳カード、前年度分の納税通知書など本人確認ができるもの。代理人の場合は必ず委任状持参を。借地・借家人等は賃貸借契約書など権利関係を証明できるものが必要	

## 住宅用地の税負担を軽減

### 用途変更時は申告を

居住用家屋の敷地(住宅用地)については、固定資産税・都市計画税が軽減される特例措置があります=下表参照。

この特例は、固定資産税の賦課期日である1月1日において、住宅用地として利用されている土地に適用します。

住宅用地の認定のため、家屋の用途を変更したり、隣地を住宅の敷地とした場合など土地の用途を変更した場合はご連絡ください。

なお、新たに住宅の建築が予定されている土地や、住宅が建築中の土地にはこの特例は適用しません。ただし、建て替えの場合は要件を満たせば特例を適用しますのでお問い合わせください。

また、この特例に該当する場合、毎年送付する納税通知書の課税明細書に「住宅用地」または「一部住宅用地」と記載しています。

問合せは資産税グループ(0798・35・3221)へ。

### 《住宅用地の課税標準の特例》

	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地 (住宅用地のうち一戸あたり200m <sup>2</sup> までの部分)	評価額の6分の1	評価額の3分の1
一般住宅用地 (住宅用地のうち一戸あたり200m <sup>2</sup> を超える部分)	評価額の3分の1	評価額の3分の2

固定資産課税台帳の閲覧、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧制度についてお知らせします。  
問合せは資産税グループ(0798・35・3221)へ。

◆固定資産課税台帳登録事項  
証明書の交付 4月1日以降

また、4月1日から5月31日までは、課税台帳の写しを閲覧時に無料で受け取れます。なお、課税台帳の内容は5月に送付する納税通知書に記載予定です。

台帳の閲覧期間などは左表のとおり。

## 固定資産税の閲覧・縦覧制度

22年度分は4月1日から

### 固定資産課税台帳の閲覧

◆固定資産課税台帳登録事項  
審査申出 4月1日から納税通知書を受け取った日以後60日までの間に西宮市固定資産評価審査委員会事務局(0798・35・3220)へ問合せを

山口地区は塩瀬センター内の税務管理グループ(0797・61・0048)へ。

0048)へ。

省エネ改修した住宅の固定資産税額のうち、3分の1を1年分軽減します。ただし、1戸あたり100平方m相当分に限ります。

バリアフリー改修

省エネ改修

2人を公募します。

【対象】平成22年4月1日現在20歳以上の市内在住・在勤

者(本市の他の審議会等委員、市議会議員、市職員を除く)

【応募方法】所定の申込用紙

と、「西宮における観光のあるべき姿について」をテーマにし

た小論文(A4用紙に800字

1200字)を郵送かEメール

にて直接を実施

【任期】委嘱日～平成23年3月31日

※委員会は平日に4回程度開催予定

【選考】書類選考。必要に応じて面接を実施

【候補者】

市は、観光計画を策定するための「都市型観光推進計画(仮称)策定委員会」の委員のうち

2人を公募します。

【応募方法】所定の申込用紙

と、「西宮における観光のあるべき姿について」をテーマにし

た小論文(A4用紙に800字

1200字)を郵送かEメール

にて直接を実施

【候補者】

市は、普段勤務などの都合

を対象に「休日納税相談」を開催します。ぜひご利用ください。

問合せは納税グループ(0798・32・2220)へ。

## 固定資産税の各種制度

# しつかり確認きちんと納税

市は、1月1日現在市内に土地や家屋などの固定資産を所有している人に「固定資産税・都市計画税」を納付していただいています。平成22年度の固定資産課税台帳の閲覧や、固定資産税の軽減制度などについて紹介します。

## 委員を公募します

耐震改修した住宅の固定資産税額のうち、2分の1を一定期間分(1年度分～3年度分)軽減します。改修時期により軽減期間が変わります。ただし、1戸あたり120平方m相当分に限ります。

エネ改修した場合、固定資産税を軽減します。いずれの工事も改修後3ヶ月以内に申告を。

問合せは資産税グループ(0797・35・3225)へ。

98・35・3225)、塩瀬・

山口地区は塩瀬センター内の税務

管理グループ(0797・61・

0048)へ。

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-307

1-10798-35-30